

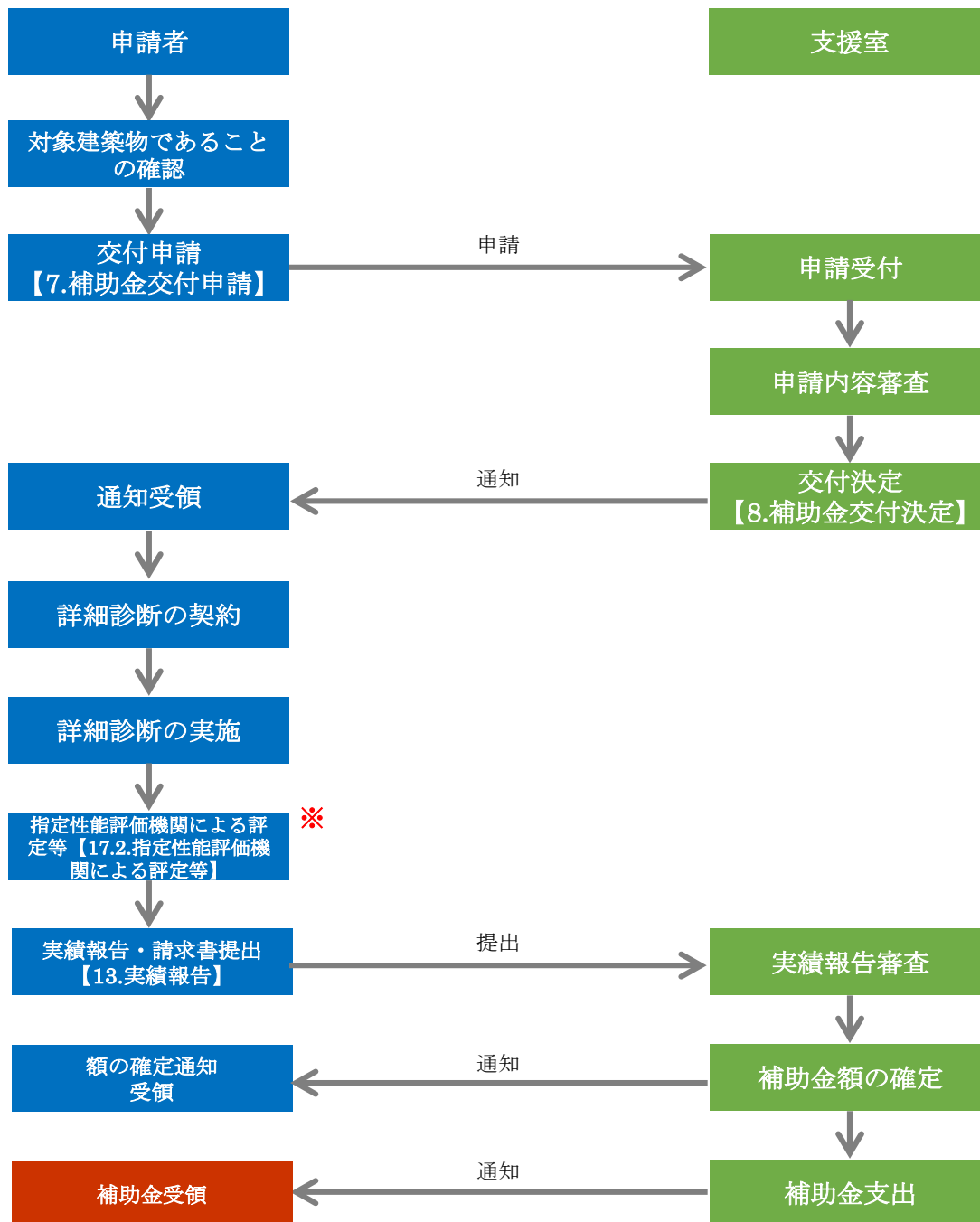
『交付申請マニュアル』からの抜粋

マニュアル・様式等のページ

6. 手続きの流れ

補助金の交付申請をする場合、以下の「7. 補助金交付申請」及び「13. 実績報告」を行ってください。

(手続きの流れ)



※ 17. 2 「指定性能評価機関による評定等」参照

7. 2 補助金交付申請の提出書類

申請者は、以下の書類を1部作成し、穴を開けファイルに綴じて提出してください。

(ファイルの作成方法等につきましては、別添2「ファイルの綴じ方について」をご参照ください。)

【提出書類】

- ① 平成12年5月31日までの建築基準法第38条、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの建築基準法施行令第81条の2、平成12年6月1日から平成19年6月19日までの建築基準法施行令第36条第2項三号若しくは同条第4項、平成19年6月20日以降の建築基準法第20条第一号又は平成27年6月1日以降の建築基準法第20条第1項第一号に基づく認定書の写し及び当該認定に係る性能評価書(ただし、別添は除く)の写し
- ② 補助金交付申請書【様式1①・②】
- ③ 対象建築物の事業実施計画書【様式2①・②】
- ④ 詳細診断費用の見積書の写し(申請額の積算内訳が分かる書類)※
- ⑤ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、詳細診断実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの(総会議事録・同意書等)
- ⑥ 建物の登記事項証明書の原本(所有者の住所・氏名等を証明できる書類)
- ⑦ 付近見取り図
- ⑧ 配置図、平面図、断面図(階数がわかるもの)
- ⑨ 建物外観写真(対象建築物がわかるもの)
- ⑩ 提出書類チェックリスト【交付申請用】(ファイルの最初に綴じてください)

※ ④の書類については、設計図書の復元、指定性能評価機関における評定等(参照:「17. 2 指定性能評価機関による評定等」)、通常の詳細診断に要する費用以外の費用を要し、補助金の対象上限額の加算を適用する場合には、これら費用の内訳を明示してください。(参照:「5. 補助金の額」)

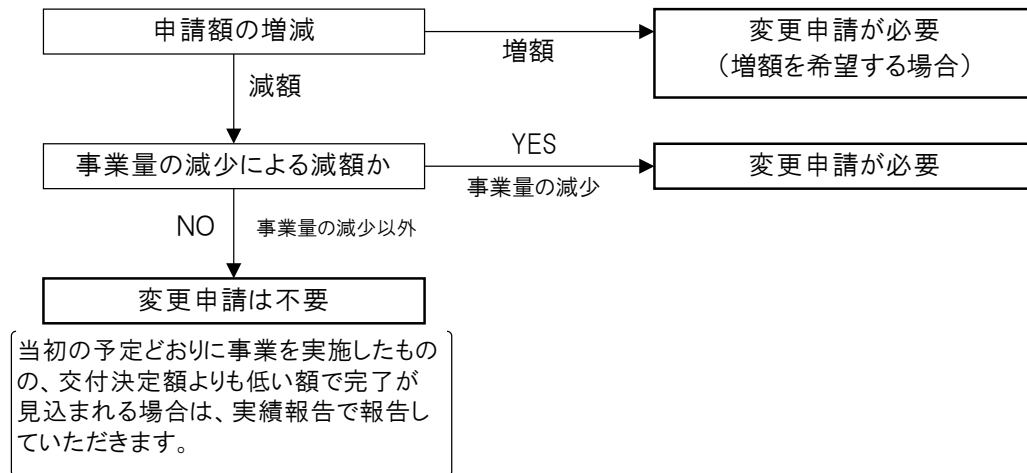
10. 交付申請額等の変更について

10.1 交付申請額の変更の方法

補助金交付決定通知書を受け取った申請者（以下、「補助事業者」という。）は、当該補助事業に要する費用の増減等により、申請額（交付決定額）が変更となる場合は、交付変更申請をする必要があります。

具体的には下記フローにおいて「変更申請が必要」となる場合は、変更の必要が生じたときに速やかに「10.4 交付変更申請の提出書類」に示す書類を支援室に提出してください。（交付（変更）決定を受けた事業期間内に申請が必要です。）

提出書類は、特定記録等による郵送等（宅配便も可）の受取を確認できる配送方法により、補助事業者が支援室に送付してください。



10.4 交付変更申請の提出書類

補助事業者は、以下の書類を1部作成し、提出してください。

【提出書類】

- ① 補助金交付変更申請書【様式3①・②】
 - ② 対象建築物の事業実施計画書【様式4①・②】
 - ③ 補助金交付決定通知書（変更がある場合、補助金交付決定変更通知書を含む。）の写し
 - ④ 請負契約書の写し※
- 《以下は、記載内容に変更がある場合のみで構いません。》
- ⑤ 補強設計費用の見積書の写し（申請額の積算内訳が分かる書類）
 - ⑥ 区分所有又は共有の建築物等の場合は、補強設計実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）
 - ⑦ その他、交付申請時より変更のある書類

※ ④請負契約書は建築士法、建設業法等関連法令を順守し行ってください。契約の形式を成さない発注伝票等は不可。

13.2 実績報告の提出期限

補助事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は令和3年4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

13.3 実績報告の提出書類

補助事業者は、以下の書類を1部作成し、穴を開けファイルに綴じて提出してください。

【提出書類】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 実績報告書【様式6①・②】② 対象建築物の事業実施報告書【様式7】③ 詳細診断結果報告書【様式8①・②】④ 詳細診断書の写し（別添1参照）⑤ 指定性能評価機関における詳細診断結果に対する評定等の写し※1⑥ 補助金交付決定通知書及び補助金交付決定変更通知書の写し⑦ 請負契約書の写し※2⑧ 診断実施者からの領収書の写し⑨ 請求書【様式9】⑩ 提出書類チェックリスト【実績報告用】（ファイルの最初に綴じてください） |
|--|

※1 ⑤詳細診断の結果、倒壊又は損傷（構造上主要な部分の損傷又は周囲への影響がある外壁等の損傷に限る）の危険性があると判断されたものについては省略可能。

※2 請負契約書は建築士法、建設業法等関連法令を順守し行ってください。契約の形式を成さない発注伝票等は不可。